

奈良県総合治水対策推進委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- （１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- （２）傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- （３）傍聴者の定員は、３５名とします。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- （１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- （２）旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- （３）談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- （４）飲食又は喫煙を行わないこと。
- （５）写真撮影、録画、録音等は冒頭までとする。
- （６）携帯電話等を使用しないこと。
- （７）非公開となる議題の審議に入る場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- （８）その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- （２）傍聴者が２に違反したときは、退場していただく場合があります。
- （３）傍聴者が２の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- （４）会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。